

提供年月日：平成17年(2005年)7月14日
部局名：健康福祉部
所属名：子ども家庭課
担当名：虐待防止・DV対策担当
担当者名：郷間・金澤
内線：3551
電話：077-528-3551
E-mail：em00@pref.shiga.lg.jp

平成16年度 子ども家庭相談センターにおける子ども相談件数について

平成16年度における、中央および彦根子ども家庭相談センター(児童相談所)に寄せられた、子どもの虐待に関する相談など相談状況を別添のとおりとりまとめました。

1 相談の状況

相談の種類は、大きく分けると『養護相談』、『障害相談』、『非行相談』、『育成相談(性格行動や不登校など)』などの相談があります。

相談件数は3,135件で、前年度比110.4%(H15 2,839件)と増加しています。

そのうち、『養護相談』に多く占める虐待相談件数は566件で、相談件数全体の2割弱を占めています。(H15 15.0% H16 18.1%)

なお、『障害相談』は、平成15年度の市町主体の障害者支援費制度の施行により、大幅に減っています。

2 虐待種別年齢別の状況

虐待相談件数は566件で、前年度比133.2%(H15 425件)と増加し、平成2年度調査開始以降、最も多く、最も大きい伸び数(141件)となっています。

虐待種別では、『身体的虐待』が252件(H15 208件)と一番多く、全体の4割強を占めています。(H15 48.9% H16 44.5%)

次いで、『保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)』が220件(H15 144件)に増え(H15 33.9% H16 38.9%)、この1年の伸び数、伸び率では一番大きい。(対前年度比152.8%)

被虐待児童の年齢別では、『小学生』が241件と前年度と同様に一番多く、全体の4割を占めています。(H15 40.7% H16 42.6%)

中学生以上についても137件(H15 81件)と増えています。
(H15 19.1% H16 24.2%)

3 虐待相談の経路状況

相談の経路状況では、多い順に、

学校等	155件	(H15 62件)
その他(ほとんどが市町)	90件	(H15 114件)
福祉事務所	87件	(H15 80件)
家族	58件	(H15 49件)
隣人・知人	54件	(H15 36件)
児童福祉施設等	50件	(H15 35件)

これまでは、『その他(ほとんどが市町)』や『福祉事務所』が一番多かったが、今回、はじめて『学校等』が一番多くなった。(対前年度比250.0%)

また、『隣人・知人』の伸び率も大きい。(対前年度比150.0%)

虐待相談件数の主な増加の要因

昨年1月の岸和田事件など全国で発生する事件を受けて、県民や関係機関における関心と通告の意識が高まっていること。

特に、学校、保育所、医療機関など子どもへの虐待を発見しやすい関係団体の役割や責任の意識が高まってきていること。(昨年4月から、各小中学校に虐待対応教員を配置したことや、通告書の様式化を図り、疑わしき場合も通告するよう指導・徹底された。)

(『隣人・知人』『学校等』『児童福祉施設等』『医療機関』からの増)

岸和田事件などにより、保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)に対する意識等が変わってきていること。(『保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)』の増)

市町のネットワーク化が定着してきた中で、特に、潜在的な虐待ケースの掘り起こしがされてきたこと。

複雑、困難なケースの増加に伴い、援助が継続、長期化したこと。

4 虐待相談の主な虐待者状況

主な虐待者の内訳では、『実母』が345件と前年度と同様に一番多く、全体の6割強を占めています。(H15 63.1% H16 61.0%)

次いで、『実父』が144件(H15 96件)に増え、伸び率では一番大きい。(対前年度比150.0%)

5 立入調査の状況

立入調査は21件と前年度より3件増。平成12年度の4件と比較して5倍以上伸びています。

そのうち、警察官の同行は6件と前年度より2件増。平成12年度の2件と比較して3倍伸びています。

注) 児童虐待防止法

第9条

都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

第10条

児童相談所長は、・・・児童の安全の確認又は一時保護を行おうとする場合において、・・・当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

6 一時保護

県内の各子ども家庭相談センター内に、一時保護所(定員30人)を設けています。(中央20人・彦根10人)特に、虐待などの理由により、家庭から一時的に離す必要がある場合などに行われています。

『年間保護件数』は383件に対して、『年間保護実人員』296人、『年間保護延件数』6,365件、『1人平均在所日数』16.6日、『1日平均保護日数』17.4人は、過去、最も多くなっています。

また、1日最高在所人数は、定員超過となる日があります。

そのうち、虐待については、『年間保護件数』169件に対して、『年間保護延件数』3,537件は、過去、最も多くなっています。

以上のことより、虐待などの困難事例の増加に伴い、一時保護所の保護期間の長期化、定員超過という事態が起こっています。

また、こういった背景や、虐待や非行などの複合的な理由などで、一時保護を児童養護施設などに一時保護委託をするケースが多いのも特徴的で、一時保護延件数は、全体の3割弱(27.5%)を占めています。

注) 児童福祉法第33条

児童相談所長は、必要があると認めるときは、・・・児童に一時保護を加え、又は適当な者に委託して、一時保護を加えさせることができる。

7 虐待相談の処理状況

『児童福祉施設』や『里親委託』といった、家庭から子どもを離す、いわゆる親子分離をした数は、併せて40件、全体の7.0%を占めています。

『措置指導等』は147件、25.9%、『面接指導』は381件、67.1%で、併せて、528件、93.0%は在宅指導をしています。

注)

- ・「措置指導等」とは、児童福祉法27条措置による指導（家庭訪問や通所させるなどの方法による児童福祉司指導など）
- ・「面接指導」とは、児童福祉法27条措置によらない指導（助言指導や継続指導など）

8 今後の相談件数の見込み

児童福祉法改正によるこの4月からの新たな市町の相談業務、児童虐待防止ネットワークや、児童虐待防止法改正による学校等関係機関、県民の通告の意識やその役割分担などにより、虐待の相談件数はさらに増えていくのではないかと。

同時に、地域に身近な市町の相談支援体制が強化され、ネットワークが機能することで、特に、母子保健分野との連携により、未然防止に向けて、早期発見・早期対応への取り組みにつながるのではないかと。

9 県（子ども家庭相談センター）の後方支援

増えつつける子ども虐待への対応や新たに児童相談の窓口となる市町への支援のため、この4月から、県下2箇所にある各子ども家庭相談センターに、児童福祉司を5名増やし23名の体制にするとともに、中央子ども家庭相談センターに夜間および土日・祝日の昼間に、電話相談指導員を新たに1名配置するなど、体制の強化を図っております。

（ホットライン24時間 077-562-8996）

市町の児童相談業務や児童虐待ネットワークなどの機能強化に向けて、研修（初期研修は終了、フォローアップ研修はこの秋に実施予定）を行う他、7月から、直接、全市町の実地調査を行い、事務の執行状況の確認と今後の連携のあり方などについて指導を行う予定です。

平成16年度 子ども家庭相談センターにおける子ども相談の状況

1 相談の状況

全体の相談件数

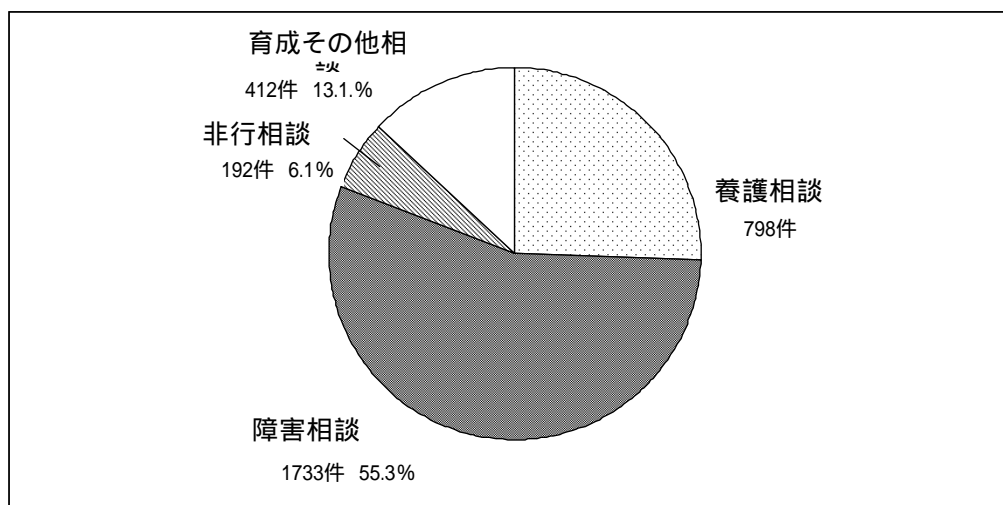
年度	内容	養護相談	障害相談	非行相談	育成相談等	計
H12		498	2,595	191	1,570	4,854
H13		576	2,851	230	1,006	4,663
H14		513	3,021	175	483	4,192
H15		632	1,622	197	388	2,839
H16		798	1,733	192	412	3,135

(参考)全国の相談件数
362,655
382,016
398,552
345,012
(未発表)

「育成相談等」には、「育成」「保健」「その他」が含まれています。

「障害相談」は、H15からの市町主体の障害者支援費制度の施行により減っています。

【相談種別の内訳(平成16年度)】



虐待の相談件数

年度	内容	養護相談	障害相談	非行相談	育成相談等	計
H12		264	4	7	133	408
H13		325	5	8	117	455
H14		313	5	4	18	340
H15		391	12	9	13	425
H16		544	11	2	9	566

(参考)全国の虐待相談件数
18,804
24,792
24,254
27,600
34,368

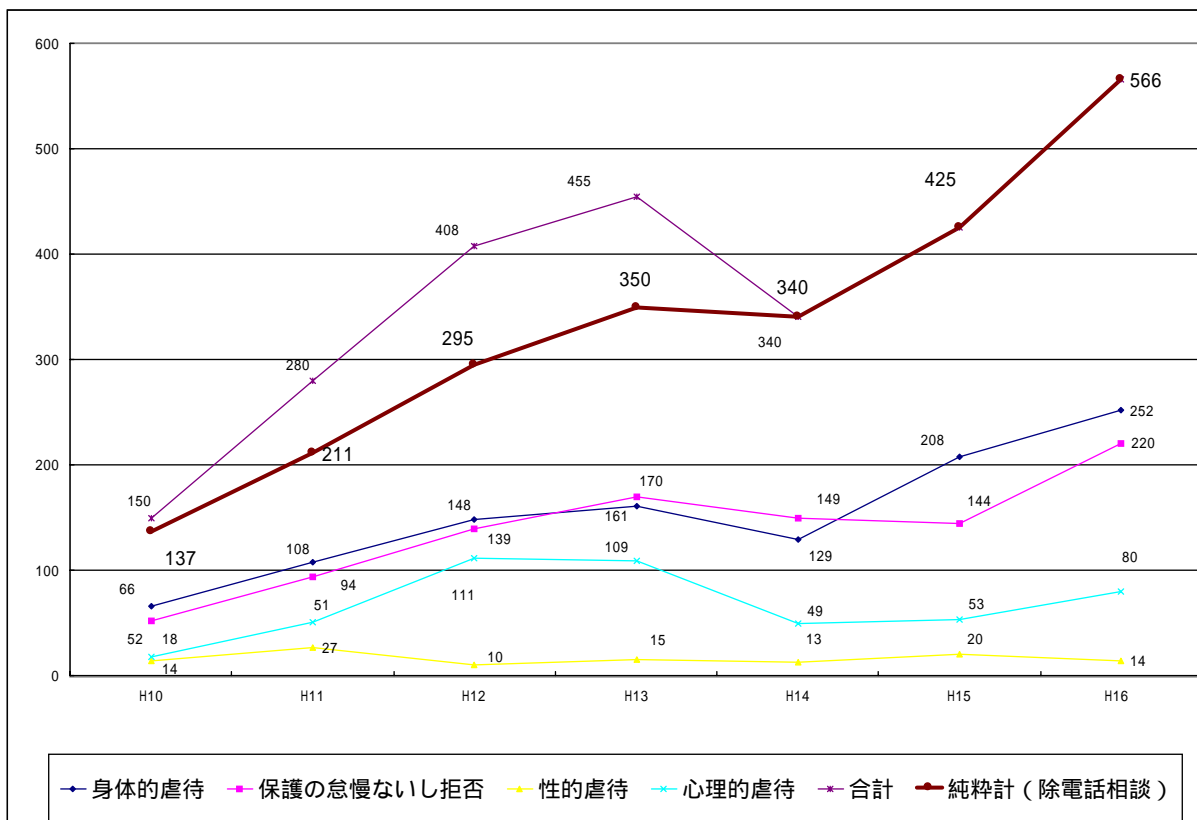
厚生労働省統計では、虐待相談は養護相談の中のみで取り扱っていますが、本県では、平成9年度から養護相談以外の中で虐待の事実が判明した件数も含めて公表しています。

2 虐待種別年齢別の状況

別 年齢	虐待種 年度	身体的虐待					保護の怠慢 ないし拒否					性的虐待					心理的虐待					計				
		H12	H13	H14	H15	H16	H12	H13	H14	H15	H16	H12	H13	H14	H15	H16	H12	H13	H14	H15	H16	H12	H13	H14	H15	H16
0～3歳未満		15	30	21	34	30	11	23	25	27	36	0	0	0	0	0	4	6	0	4	8	30	59	46	65	74
3～学齢前児童		39	32	38	64	57	35	51	34	26	41	0	1	1	2	0	9	7	6	14	16	83	91	79	106	114
小学生		72	71	56	83	109	63	67	70	65	97	0	1	2	5	4	89	87	28	20	31	224	226	156	173	241
中学生		15	21	10	23	41	25	23	15	26	40	3	6	8	7	7	7	7	14	13	17	50	57	47	69	105
高校生・その他		7	7	4	4	15	5	6	5	0	6	7	7	2	6	3	2	2	1	2	8	21	22	12	12	32
計		148	161	129	208	252	139	170	149	144	220	10	15	13	20	14	111	109	49	53	80	408	455	340	425	566

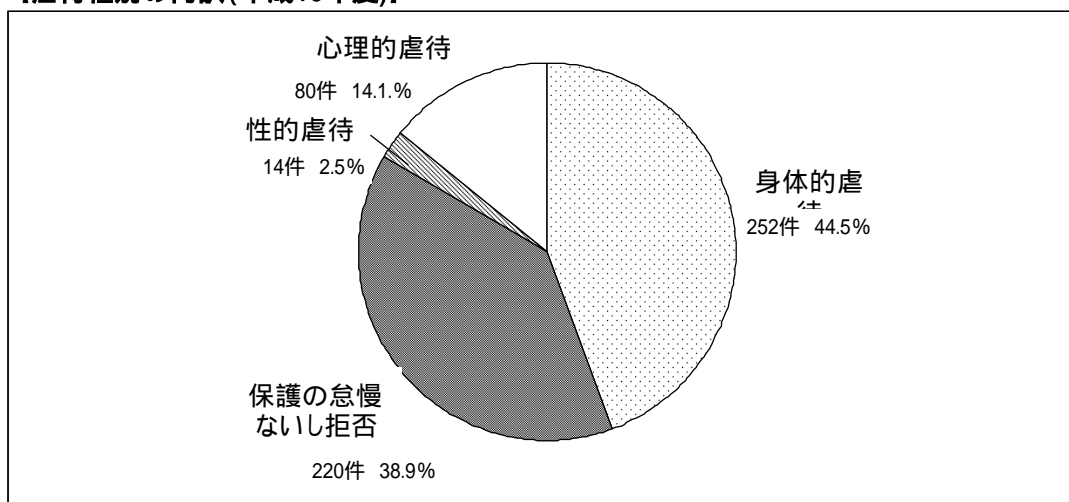
平成12年度分より「登校禁止」は「保護の怠慢・拒否」に含まれた。

【虐待相談件数の推移】

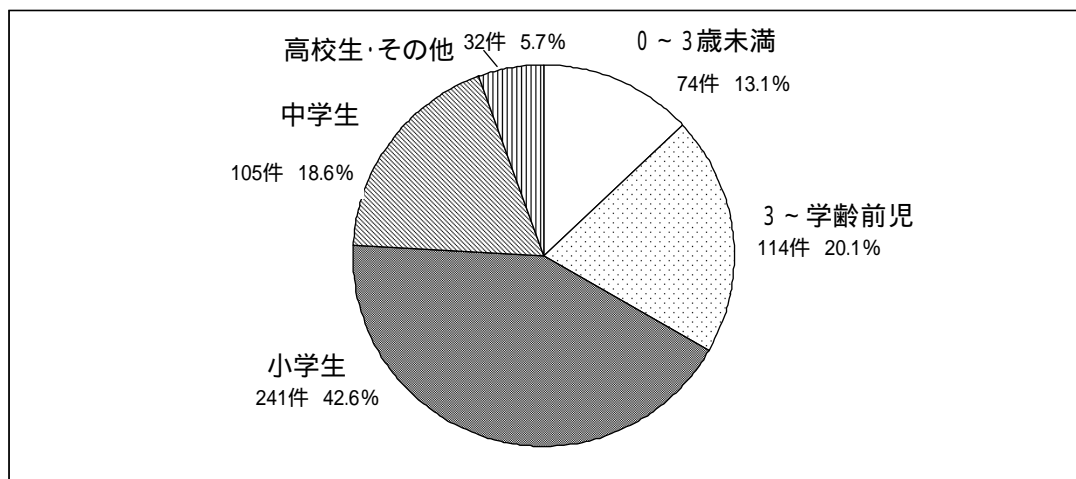


平成13年11月に滋賀県青少年・子ども電話総合相談室が設置され、それまで子ども家庭相談センターで行ってきた電話相談業務が移行されたため、合計グラフとは別に「純粹計(除電話相談)」をグラフ化している。

【虐待種別の内訳(平成16年度)】



【被虐待児童の年齢別内訳(平成16年度)】



3 虐待相談の経路状況

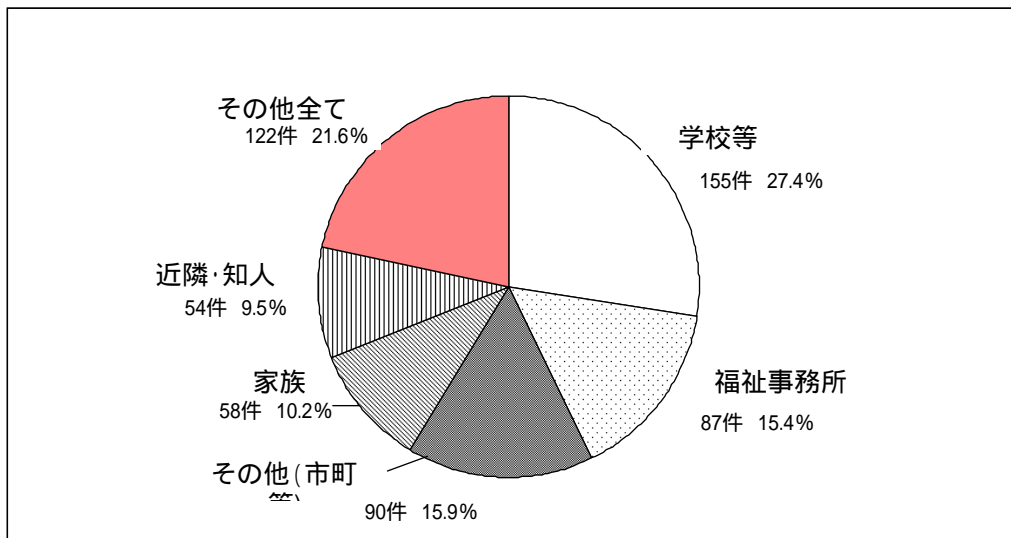
相談経路 年度	家族	親戚	隣人・知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計
H12	155	9	16	3	97	1	0	6	28	18	45	30	408
H13	180	7	21	2	65	0	5	17	39	13	52	54	455
H14	56	3	6	1	93	1	1	17	33	10	40	79	340
H15	49	12	36	1	80	5	2	15	35	14	62	114	425
H16	58	19	54	5	87	5	4	23	50	16	155	90	566

各相談経路から直接子ども家庭相談センターに連絡・相談があった件数をあらわす。

「児童委員」は、市町や福祉事務所に通告することが多く、直接児童相談所へ通告することは少ない。

「その他」は、主に市町である。

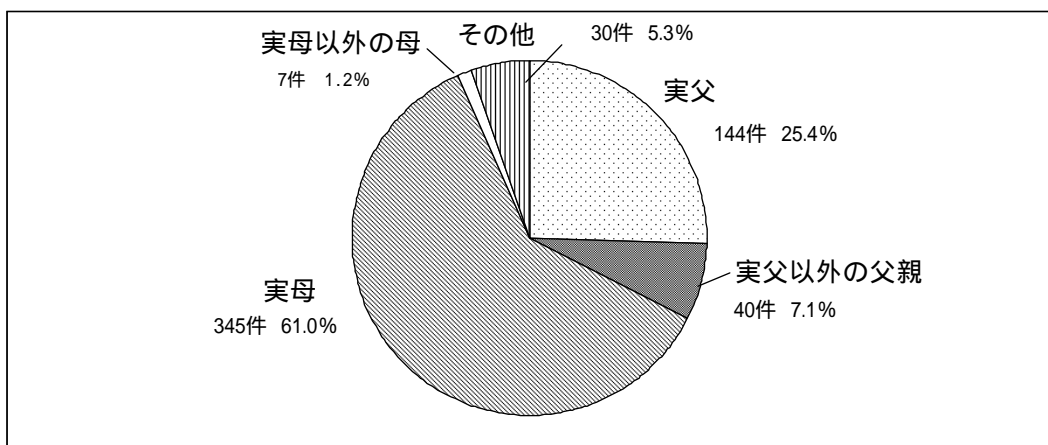
【虐待相談の経路別内訳(平成16年度)】



4 虐待相談の主な虐待者状況

虐待者 年度	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
H12	79	16	299	3	11	408
H13	96	20	319	2	18	455
H14	90	27	201	5	17	340
H15	96	23	268	8	30	425
H16	144	40	345	7	30	566

【主な虐待者の内訳(平成16年度)】

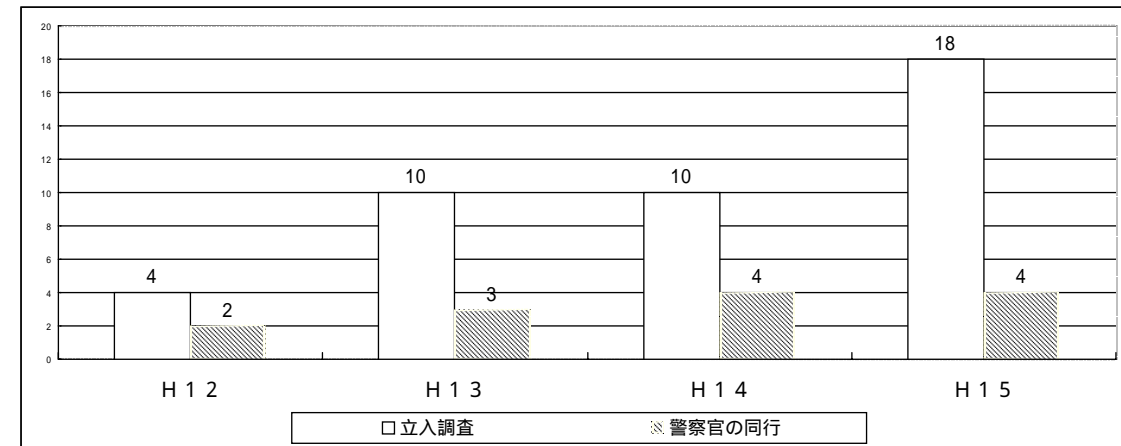


5 立入調査の状況

年度	内訳 滋賀県	左の内、警察官の 同行を求めたもの	(参考)全国 厚生労働省報告例
H12	4件(4名)	2件(2名)	96件(132名)
H13	10件(10名)	3件(3名)	194件(268名)
H14	10件(15名)	4件(6名)	184件(275名)
H15	18件(27名)	4件(7名)	226件(249名)
H16	21件(27名)	6件(8名)	(未公表)

立入調査: 児童福祉法第29条、児童虐待防止法第9条に規定

【立入調査件数の推移】

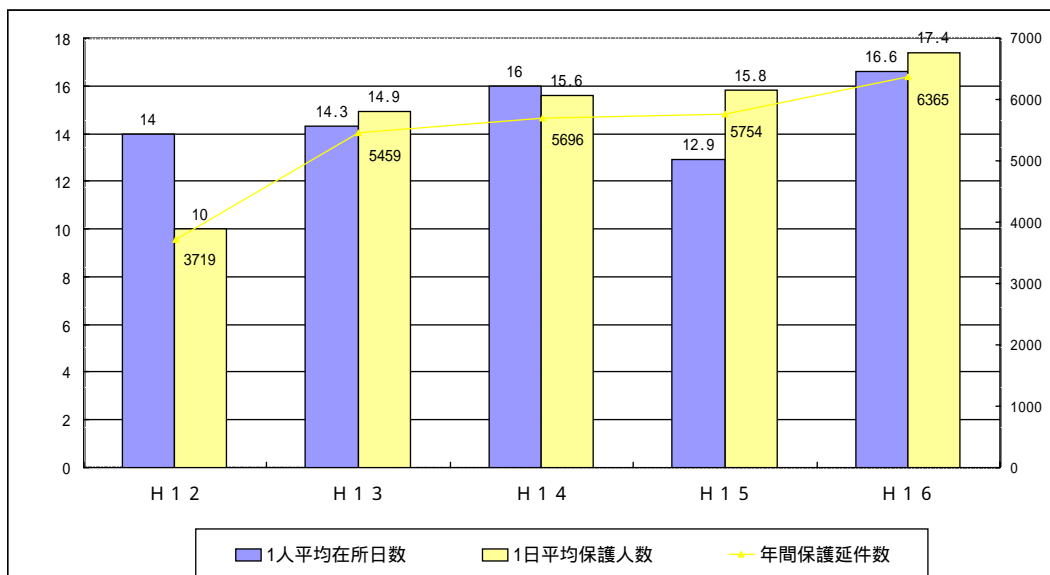


6 一時保護件数

一時保護所の保護件数の年度別推移

項目 年度	年間保護実人数	年間保護件数		年間保護延件数		1人平均在所日数	1日平均保護人数	1日最高在所人数
		うち虐待	うち虐待					
H12	287	515	162	3,719	2,405	14	10	29
H13	281	381	216	5,459	2,641	14.3	14.9	27
H14	227	355	108	5,696	2,619	16	15.6	21
H15	285	447	196	5,754	2,669	12.9	15.8	31
H16	296	383	169	6,365	3,537	16.6	17.4	31

【一時保護所の保護件数の推移】

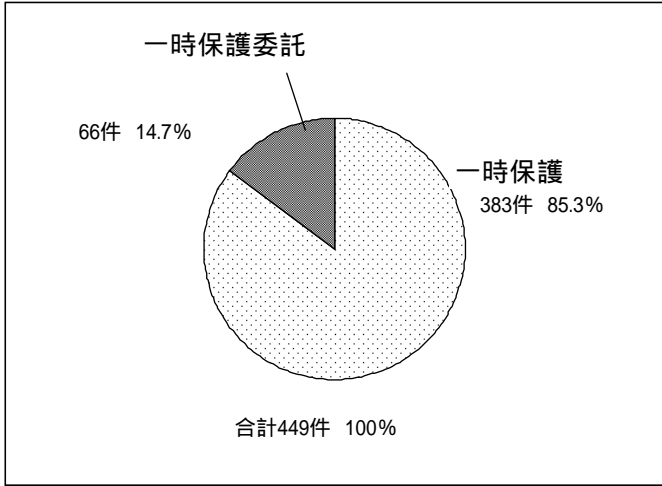


一時保護委託件数(平成16年度)

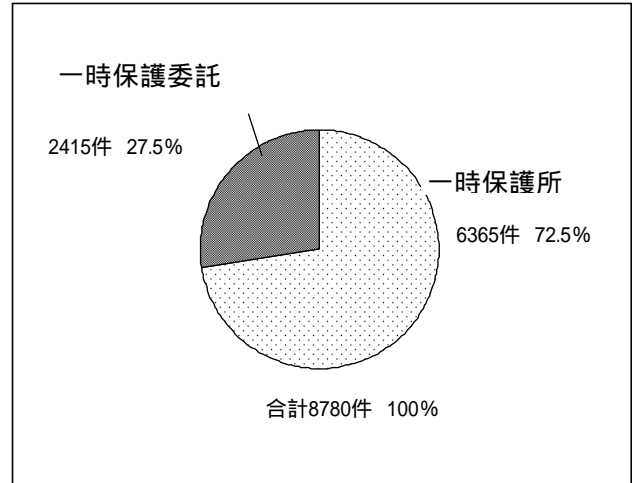
委託先 件数	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	里親委託	その他	計
年間保護件数	15	13	9	21	8	66
年間保護延件数	741	428	719	104	423	2,415

「その他」は、情緒障害児短期治療施設、障害児関係施設、その他が含まれています。

【一時保護件数(平成16年度)】



【一時保護延件数(平成16年度)】



7 虐待相談の処理状況(平成16年度)

内容 件数	児童福祉施設	里親委託	措置指導等	面接指導	計
処理件数	37	3	147	381	568

処理件数は、前年度からの受付件数の未処理分があるため、当該年度の受付件数と相違する。

「措置指導等」は、児童福祉司指導など法措置による指導。(H16は「児童福祉司指導」146件)

「面接指導」とは、助言指導や継続指導など、法措置によらない指導のこと。

【処理状況件数(平成16年度)】

